

福崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

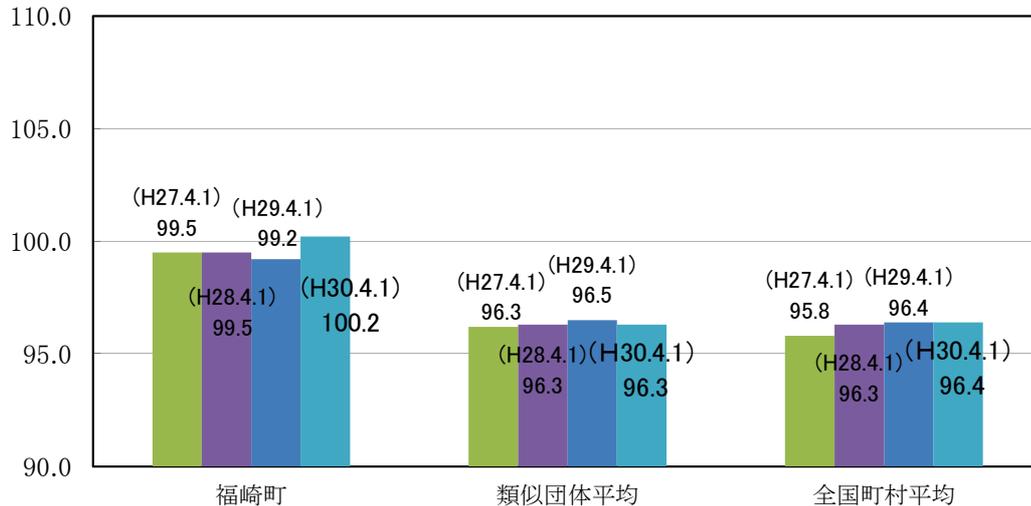
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
平成29年度	人 19,390	千円 8,188,193	千円 215,112	千円 1,247,519	% 15.2	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
平成29年度	人 137	千円 510,060	千円 89,155	千円 197,252	千円 796,467	千円 5,814	千円 5,529

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級12号給までは号給は引下げなし。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級、6級に号給を増設した。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福崎町	40.8 歳	318,896 円	372,159 円	346,309 円
兵庫県	44.5 歳	339,100 円	433,818 円	392,523 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.7 歳	306,891 円	353,106 円	330,692 円

②技能労務職

区分	公務員						民間				参考 A/B
	平均年齢	平均経験年数	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額 (B)	
福崎町	53.4 歳	33.6 年	3 人	334,600 円	360,003 円	338,433 円	—	—	—	—	—
うち運転員	53.1 歳	35.1 年	1 人	349,700 円	401,908 円	358,700 円	自家用乗用自動車運転者	59.7 歳	— 年	186,700 円	1.87
兵庫県	54.8 歳	— 年	452 人	336,300 円	404,526 円	371,327 円	—	—	—	—	—
国	50.7 歳	— 年	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	— 年	9 人	292,782 円	315,833 円	305,292 円	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福崎町	—	—	—
うち運転員	6,424,186 円	2,509,300 円	2.56

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分	福崎町	兵庫県	国	
一般行政職	大学卒	180,700 円	185,800 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	151,500 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	155,500 円	148,100 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

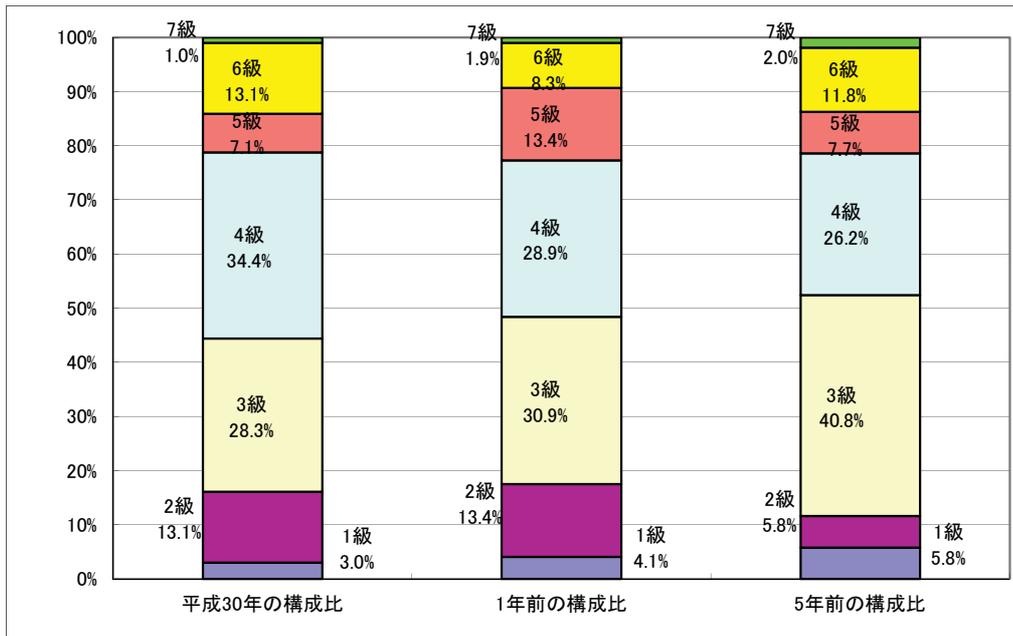
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	265,700 円	352,600 円	369,000 円	379,000 円
	高校卒	220,000 円	300,600 円	352,600 円	369,000 円
技能労務職	高校卒	211,600 円	269,900 円	303,300 円	330,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	技監	1人	1.0%	362,900円	444,900円
6級	課長・課参事	13人	13.1%	319,200円	410,200円
5級	課長・課参事・副課長	7人	7.1%	288,900円	393,000円
4級	課長補佐・係長・主査	34人	34.4%	263,000円	381,000円
3級	係長・主査	28人	28.3%	230,000円	350,000円
2級	主事	13人	13.1%	194,000円	304,200円
1級	主事	3人	3.0%	144,100円	247,600円

- (注) 1 福崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年1月1日から、1級・2級を1級とし、3級を2級とし、4級・5級を3級とし、6級を4級とし、7級を5級とし、8級を6級とし、新たに7級を設けた新給料表に移行している。

○昇給への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ウ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(30年4月1日現在)

福崎町	兵庫県	国																		
1人当たり平均支給額(29年度) 1,440 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,865 千円	—																		
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.80 月分</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.80 月分</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.80 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.85) 月分</td> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.85) 月分</td> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.85) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当															
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分															
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分															
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%																		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	0.935、0.85、0.765	0.935、0.85、0.765	0.935、0.85、0.765	0.935、0.85、0.765
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ウ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

福崎町				国			
(支給率)	自己都合	定年・勲褒		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額	1,940 千円	15,663 千円		1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			100.2 (100.2)

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		23 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		3.6 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の作業に係る場合支給	一般職員	0円	日額1,000円

(注) 平成23年度から衛生業務手当、特殊現場作業手当、運転業務手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	35,135 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	314 千円
支給実績(28年度決算)	33,715 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	304 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。配偶者がいない場合の親族の1人目子は10,000円、父母等は6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	13,669 千円	244,081 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	異なる	自宅は支給なし	5,582 千円	93,033 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	異なる	交通用具使用者上限 31,600円	16,720 千円	130,621 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	異なる	職責に応じた額 49,600円～88,500円/月	17,210 千円	748,271 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	840 千円	840,000 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	町 長 副 町 長	830,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			850,000 円/	492,000 円
報 酬	議 長	370,000 円 () 円	420,000 円/	230,000 円
	副 議 長	280,000 円 () 円	360,000 円/	180,000 円
	議 員	255,000 円 () 円	345,000 円/	157,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(29年度支給割合) 4.35 月分		
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合) 4.35 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料×勤続期間(月)×40/100	1,593 万円	任期毎
		給料×勤続期間(月)×24/100	775 万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 平成26年度から、町長、副町長、教育長の期末手当の役職加算(基礎額の10%)カットを廃止した。

6 職員数の状況

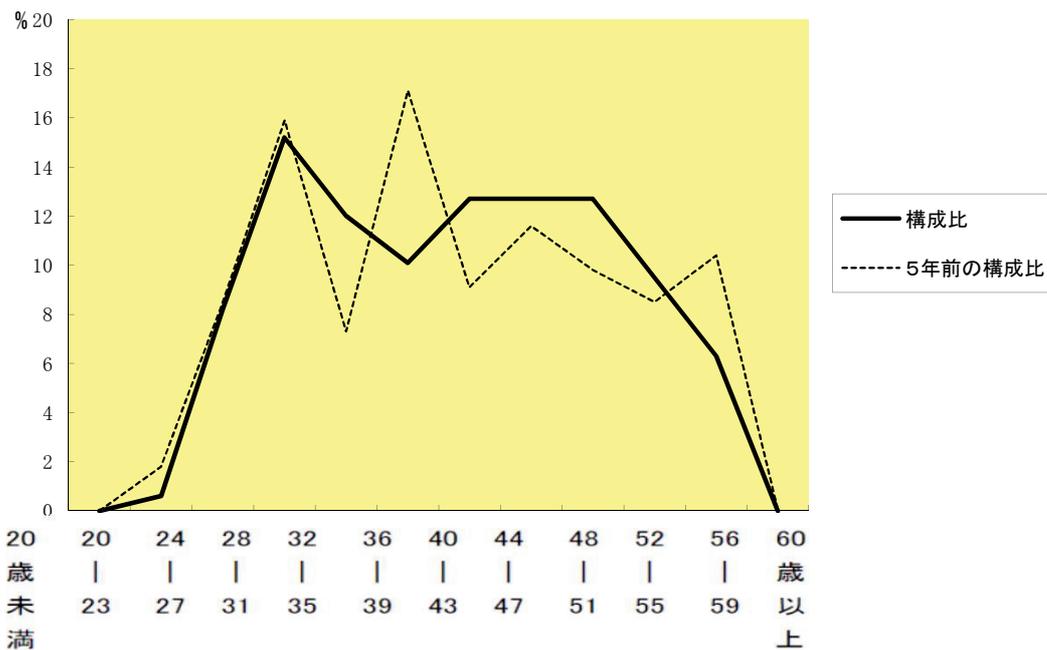
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	退職後、再任用へ 会計間の異動 非常勤職員化
		総 務	34	32	△ 2	
		税 務	8	9	1	
		民 生	51	50	△ 1	
		衛 生	10	10	0	
		農 林 水 産	10	10	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	14	14	0	
		計	133	131	△ 2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 67.56 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.16 人)
		教 育 部 門	21	19	△ 2	欠員不補充、会計間の異動
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	154	150	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 77.36 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.58 人)	
公営企業等部門	水 道	7	7	0	非常勤職員化	
	下 水 道	6	6	0		
	そ の 他	11	10	△ 1		
	小 計	24	23	△ 1		
合 計			178	173	△ 5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 89.22 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	13人	24人	19人	16人	20人	20人	20人	15人	10人	0人	158人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		121	120	126	128	134	131	10 (8.3 %)
教育		37	37	30	28	21	19	△ 18 (△ 48.6 %)
普通会計		158	157	156	156	155	150	△ 8 (△ 5.1 %)
公営企業等会計		24	23	23	24	23	23	△ 1 (△ 4.2 %)
総合計		182	180	179	180	178	173	△ 9 (△ 4.9 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 29年度	千円 387,876	千円 34,213	千円 44,125	% 11.4	% 11.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 6	千円 23,091	千円 4,214	千円 9,183	千円 36,488	千円 6,081

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福崎町	35.10 歳	276,400 円	501,395 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（30年4月1日現在）

福崎町水道事業				福崎町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(29年度)				1人当たり平均支給額(29年度)			
1,531		千円		1,440		千円	
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.80	月分	2.60	月分	1.80	月分
(1.45)	月分	(0.85)	月分	(1.45)	月分	(0.85)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～10%				・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

福崎町水道事業				福崎町（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	19.6695	月分	24.586875
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	28.0395	月分	33.27075
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	39.7575	月分	47.709
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分	47.709
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
(2%～45%加算)				(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 - 千円 25,237 千円				1人当たり平均支給額 1,940 千円 15,663 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当

支給実績(29年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	1,193 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	239 千円
支給実績(28年度決算)	1,205 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	301 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。配偶者がいない場合の親族の1人目子は10,000円、父母等は6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	1,092 千円	364,000 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	90 千円	45,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	883 千円	147,167 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	956 千円	956,028 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 29年度	千円 41,917	千円 3,418	千円 9,015	% 21.5	% 24.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 1	千円 4,622	千円 891	千円 1,914	千円 7,427	千円 7,427

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,204

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福崎町	49.5 歳	387,100 円	604,749 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	43.1 歳	344,126 円	522,017 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当（30年4月1日現在）

福崎町工業用水道事業				福崎町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(29年度)				1人当たり平均支給額(29年度)			
1,914		千円		1,440		千円	
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.80 月分		2.60 月分		1.80 月分	
(1.45) 月分		(0.85) 月分		(1.45) 月分		(0.85) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

福崎町工業用水道事業				福崎町（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額		- 千円	千円	1人当たり平均支給額		1,940 千円	15,663 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当

支給実績(29年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 千円
支給実績(28年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	0 千円

カ その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。配偶者がいない場合の親族の1人目子は10,000円、父母等は6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	276 千円	276,000 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	60 千円	60,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	555 千円	554,688 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円+加算額	同じ	—	0 千円	0 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 29年度	千円 1,002,717	千円 52,574	千円 37,014	% 3.7	% 3.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 29年度	人 6	千円 20,214	千円 2,930	千円 7,452	千円 30,596	千円 5,099

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,128

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福崎町	40.1 歳	325,040 円	542,367 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	43.2 歳	339,266 円	510,928 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当（30年4月1日現在）

福崎町下水道事業				福崎町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(29年度)				1人当たり平均支給額(29年度)			
1,242		千円		1,440		千円	
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.80 月分		2.60 月分		1.80 月分	
(1.45) 月分		(0.85) 月分		(1.45) 月分		(0.85) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

福崎町下水道事業				福崎町（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額		309 千円		1人当たり平均支給額		1,940 千円	
		千円				15,663 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当

支給実績(29年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	940 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	157 千円
支給実績(28年度決算)	574 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	82 千円

カ その他の手当 (30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。配偶者がいない場合の親族の1人目子は10,000円、父母等は6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	664 千円	221,333 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	690 千円	172,500 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	636 千円	106,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円+加算額	同じ	—	0 千円	0 円